

現 場 説 明 書

1 業 務 名 下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託
2 監 督 員 技術部計画課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分充明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

4. 繼続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 繼続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初 年 度 (年 度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第 2 年 度 (年 度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第 3 年 度 (年 度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| ア 委託代金内訳書 | 要提出(契約締結後7日以内)
<u>提出不要</u> |
| イ 工 程 表 | 要提出(契約締結後7日以内)
<u>提出不要</u> |
| ウ 着 手 届 | 着手後5日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び
主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |

才 下 請 負 者 届	下請負を発注の都度、提出すること。	
力 直 営 工 事 届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。	

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるとときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせではない。

9. 技術的事項について（別紙）

業 務 委 託 住 樣 書

下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

1 適用

- (1) 下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託 特記仕様書（以下、「本仕様書」）は、横須賀市上下水道局の発注する「下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託」（以下、「本業務」）に適用する。
- (2) 設計図書は相互に補完するものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、図面又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受託者は上下水道局監督職員（以下、「局監督員」）に確認して指示を受けなければならない。

2 委託者、受託者の責務

受託者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

3 測量の基準

測量の基準は「横須賀市公共測量作業規程」（国土交通省の定める「作業規程の準則」に準拠。以下、「規程」）第2条の規定によるほかは局監督員の指示によるものとする。

4 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めの他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

5 設計図書の支給及び点検

- (1) 受託者からの要求があった場合で、局監督員が必要と認めたときは、受託者に発注図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は局監督員に報告し、

その指示を受けなければならない。

- (3) 局監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

6 主任技術者

- (1) 受託者は、測量業務における主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- (3) 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければなければならない。
- (4) 主任技術者は、局監督員が指示する関連のある測量業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (5) 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

7 提出書類

- (1) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を局監督員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

8 打合せ等

- (1) 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と局監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（業務打合簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（業務打合簿）を作成するものとする。
- (2) 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と局監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が業務打合簿に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに局監督員と協議するものとする。
- (4) 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

9 業務計画書

- (1) 受託者は、業務計画書を作成し、局監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程（作業フロー、工程表）
- エ 業務組織計画
- オ 打合せ計画
- カ 成果品の内容、部数
- キ 使用する主な図書及び基準
- ク 連絡体制（緊急時含む）
- ケ 使用する主な機器（レベル、標尺等の測量機器検定証明書の写し）
- コ その他（局監督員の指示による）

- (3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度局監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 局監督員の指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

10 資料等の貸与及び返却

- (1) 局監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに局監督員に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷、紛失した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

11 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を局監督員に報告し協議するものとする。

- (3) 受託者は、局監督員の求めに応じ、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し局監督員に提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出する作業を行う。

12 地元関係者との交渉等

- (1) 受託者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、局監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、設計図書の定め、あるいは局監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を隨時、局監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

13 土地への立ち入り等

- (1) 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、局監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに局監督員に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ局監督員に報告するものとし、当該土地所有者及び占有者の許可を得なければならない。
- (3) 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書及び腕章の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
- なお、受託者は、立ち入り作業完了後に身分証明書及び腕章を委託者に返却しなければならない。

14 成果品の提出

- (1) 受託者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を「しゅん工届」とともに提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は局監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- (3) 受託者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- (4) 受託者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成30年3月）（以下、「要領」

という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を作成するものとする。

「要領」で特に記載が無い項目については、局監督員と協議のうえ、決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン【測量編】(国土交通省・平成30年3月)」に基づくものとする。

15 関係法令及び条例の遵守

受託者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

16 検査

- (1) 受託者は、しゅん工届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、局監督員に提出していなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。
この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。
- (3) 検査員は、局監督員及び主任技術者の立会の上、検査を行うものとする。

17 手直し

- (1) 受託者は、手直しは速やかに行わなければならない。
- (2) 検査員は、手直しの必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて手直しを指示することができるものとする。
- (3) 検査員が手直しの指示をした場合において、手直しの完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

18 守秘義務

- (1) 受託者は、契約書第54条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を

当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (6) 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

19 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、横須賀市個人情報保護条例等関係法令（平成5年4月1日条例第4号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

20 安全等の確保

- (1) 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、下記に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 受託者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - イ 受託者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - ウ 受託者は、測量業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

- (4) 受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- (5) 受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、下記に掲げる事項を厳守しなければならない。
- ア 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
- イ 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- ウ 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- エ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- オ 受託者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
- カ 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- キ 受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- ク 受託者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに局監督員に報告するとともに、局監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに局監督員に提出し、局監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第2章 特記事項

1 業務の目的

- (1) 本業務は、下水道施設管理システムの精度向上に必要なために行うものである。
- (2) 横須賀市上下水道局（以下、局）の管理する施設（以下、「局施設」）に標高の基準となる水準点（永久標識）を設置する。
- (3) 局の管理する主要な管渠の吐口付近及び局の指定する箇所に、後続作業の基準となる水準点（永久標識以外）を設置する。
- (4) 局施設管理のための測量を目的とするが、公共測量に係る諸手続きを含む規程に定める方法に準じて作業を実施し、成果品を作成する。

2 業務概要

- (1) 3級水準測量 $L = 7.4\text{km}$
4級水準測量 $L = 0.4\text{km}$
・観測は既知点間の往復観測とする。
- (2) 水準点設置 11点
・永久標識 4点 (別途指定する局施設内)
・永久標識以外 7点 (主要な管渠の吐口付近ほか)
・永久標識の構造は、規程付録5に定めるものを原則とする（測量鉛不可）。
・永久標識の設置に必要な材料は、請負者において準備する（名板を含む）。
- (3) 既知点
・一等水準点 第10842号 (横須賀市大津町一丁目)
・一等水準点 第10845号 (横須賀市神明町)

3 打合せ協議

本業務における打合せは、以下の回数を見込んでいる。

打合せ回数

業務着手時	中間打合せ	成果品納入時
1回	4回	1回

本業務では、局施設等への水準点（永久標識）設置に伴う現地打合せ、及び観測時における局監督員等との必要な調整（「4 本業務における注意事項」参照）を行うため、標準の打合せ（中間2回）のほか、現地打合せ等を行うための上記の回数を見込んでいる。

4 本業務における注意事項

(1) 水準点（永久標識）の設置について

ア 局施設等への立ち入り

作業に伴う局施設等への立ち入りについては、事前に局監督員、及び局施設の管理者と協議のうえ、必要な手続きを行い、承諾を得たうえで立ち入ること。

イ 永久標識の設置について

永久標識の設置位置は、局監督員、及び局施設の管理者等と協議のうえ、施設の運用に支障のない位置に設置すること。

(2) 特殊な水準点の観測について

ア マンホール内の水準点

永久標識以外の水準点のうち、局監督員の指定するマンホール内部に設置された水準点（マンホール上から観測できるもの）を使用する場合がある。

マンホール内への水準標識の設置、観測時におけるマンホールの開閉、安全確認等は局監督員が行うので、局監督員と日時を調整のうえ観測を行うこと。

5 成果品

(1) 成果品の項目

本業務における成果品の項目は、以下のとおりである。ただし、業務内容の変更等により局監督員が特に指示したものを除く。

ア 観測手簿

イ 観測成果表及び平均成果表

ウ 水準路線図

エ 計算簿

オ 平均図

カ 点の記

キ 成果数値データ

ク 建標承諾書

ケ 測量標設置位置通知書

コ 測量標の地上写真

サ 基準点現況調査報告書

シ 精度管理表

ス 品質評価表

セ 点検測量簿

ソ メタデータ

ナ その他の資料

(2) 成果品の部数

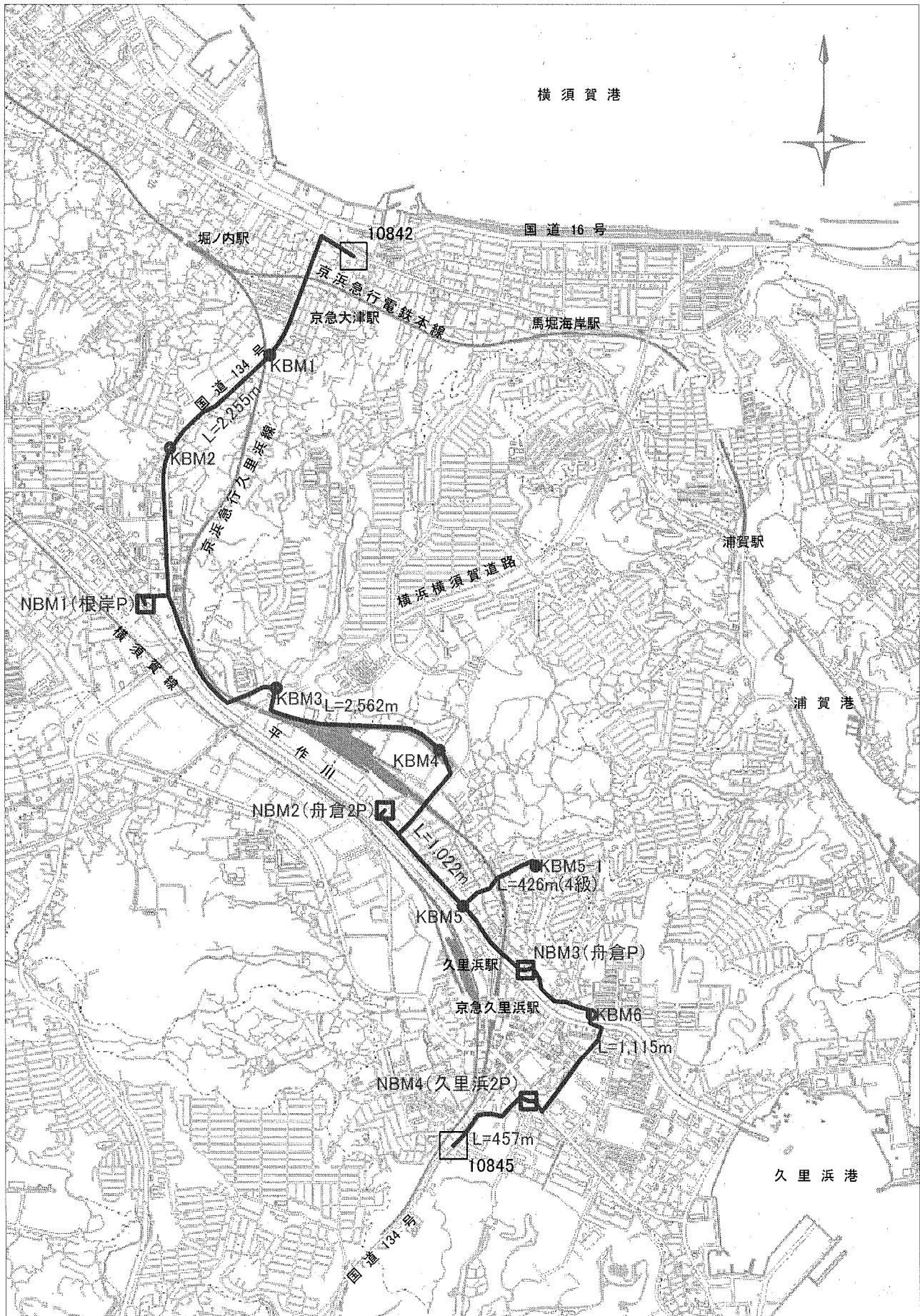
本業務における成果品の部数は、以下のとおりである。

成果品の部数

成果品の種類	数量	形式	備考
上記一式	正副1部	A4サイズ	データCD含む

データCDについては、別紙「電子データ作成に係る詳細事項」を参照すること。

下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託 位置図 S=1/25,000



□ 既知点 (一等水準点)

□ 新設水準点 (永久標識)

○ 新設水準点 (永久標識以外)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために、甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関する改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、ホームページ「各部局の工事積算情報」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

3 市場単価及び標準単価の端数処理について

市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価=金額を算出している。

4 基準書等の適用について

本工事は以下の基準書等を使用し、積算している。

1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編）	令和元年7月1日版
2) 積算参考資料（土木工事編）	令和元年7月1日版
3) 設計業務等標準積算基準書	令和元年7月1日版
4) 積算参考資料（計画・調査編）	令和元年7月1日版
5) 建設機械等損料表	令和元年度版

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット（レベル 1）を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

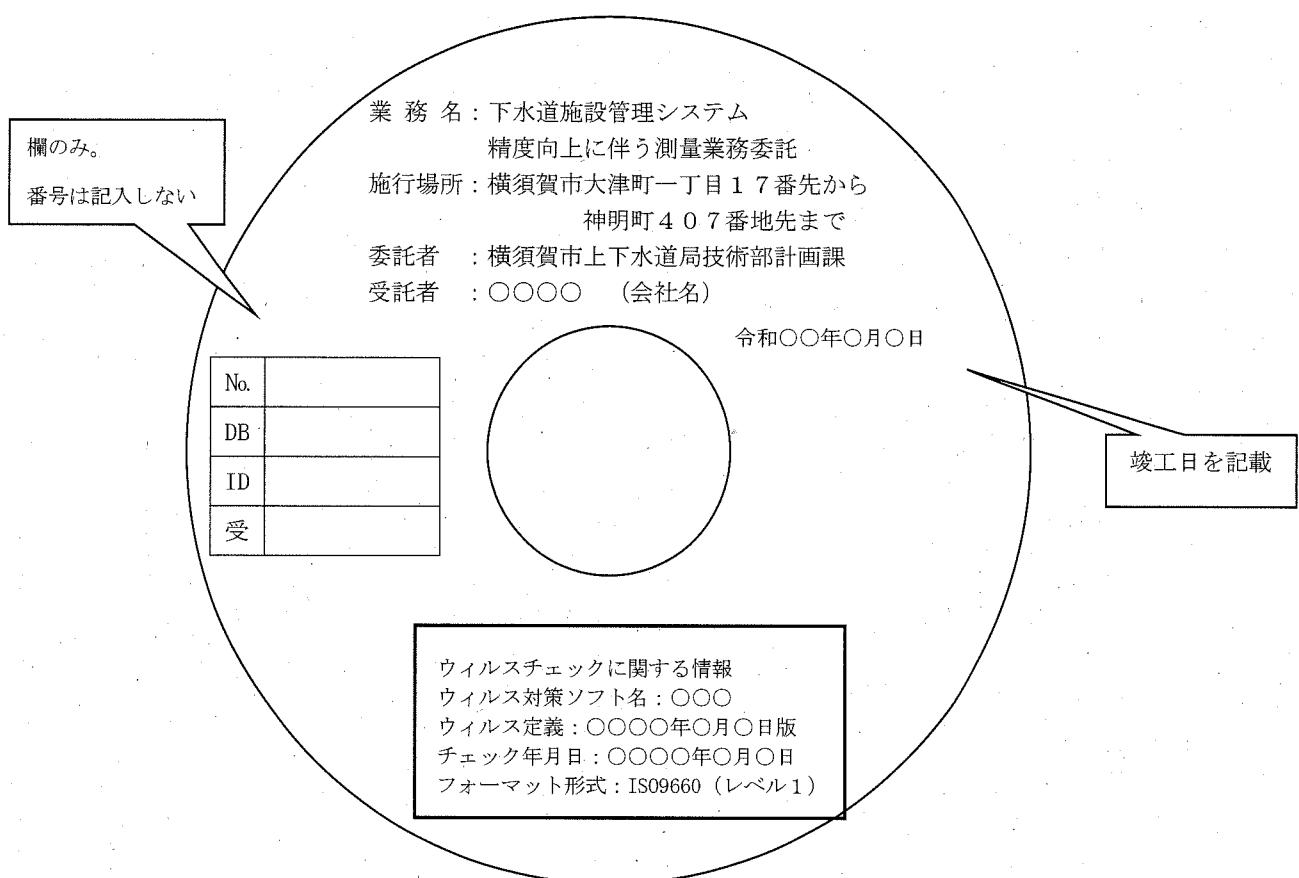
- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウィルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例



提出媒体ケース背表紙表示例

下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託

令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記載

令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)	
設 計 書 番 号	年度 01
事 業 所 名	横須賀市上下水道局
(工事・業務)名	下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託
(工事・業務)箇所	横須賀市大津町一丁目17番先から神明町407番地先まで
(河川・路線・区域)名	
単価採用地区名	横須賀
事 業 区 分	単費
工 期	令和 02 年 02 月 28 日 まで
設 計 金 額	(円) 円
設 計 概 要	本業務は、下水道施設管理システム精度向上に伴う測量業務委託であり、業務概要は下記のとおりである。 記 ・水準測量 一式
(起工・変更)理由	

横須賀市

令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)

<支出科目>

款	02 下水道事業費用
項	01 営業費用
目	01 管渠費
節	16 委託料
細節	

<合併区分情報>

合併処理設定	しない
	区分 1
	区分 2
	区分 3
	区分 4
	区分 5
	区分 6
	区分 7
	区分 8
	区分 9

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	當初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

横須賀市

令和 01 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	設計業務	委託先／ α 、 β			
		電子成果品作成費			
		旅費交通費			
	測量業務	安全費率	3.0%		
		電子成果品作成費	計上する		
		旅費交通費	計上する(測量)		
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
		施工管理費			
		旅費交通費			
		地質・土質調査業務(解析)	委託先／ α 、 β		
港湾測量業務	技術経费率				
港湾磁気探査業務	技術経费率				
業務委託	諸経费率				
	技術経费率				
	設計業務等標準積算基準書 適用年版	令和01年7月1日適用			
資材等単価表 適用年版	令和01年10月1日基準				
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考	

(その他情報欄)

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別	数量	単位	単価	金額	摘要
測量業務					
測量業務費	1	式			
地上測量	1	式			
水準測量	1	式			第 2001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)	1	式			
電子成果品作成費(率計上分)	1	式			
安全費	1	式			
直接測量費計	1	式			
諸経費	1	式			
測量業務価格	1	式			
消費税及び地方消費税相当額	1	式			
測量業務費計	1	式			

第2001号 内訳書
水準測量

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要
(AMA0010) 3級水準測量		式			第2001号下内
	1				
(AMA0020) 4級水準測量		式			第2002号下内
	1				
(AMA0030) 打合せ協議		式			第2003号下内
	1				
合 計					

第2001号 下位内訳書
AMA0010 3級水準測量

1 式 当り
適用年版 T0110

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI50070) 3級水準測量観測（複合）	7.4	km			第2001号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=計上する, J05=道路上, J06=平地, J07=市街地乙					
(DI50090) 水準点設置（永久標識）（複合）	4	点			第2006号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=道路上, J05=平地, J06=市街地乙					
(DI50100) 水準点設置（永久標識以外）（複合）	6	点			第2011号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=道路上, J05=平地, J06=市街地乙					
合 計	1	式			円／式

第2002号 下位内訳書
AMA0020 4級水準測量

1 式 当り
適用年版 T0110

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI50080) 4級水準測量観測（複合）	0.4	km			第2016号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=計上する, J05=道路上, J06=丘陵地, J07=市街地乙					
(DI50100) 水準点設置（永久標識以外）（複合）	1	点			第2021号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=道路上, J05=丘陵地, J06=市街地乙					
合 計	1	式			円／式

第2003号 下位内訳書
AMA0030 打合せ協議

1 式 当り
適用年版 T0110

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘要
(DI50113) 水準測量 打合せ					第2026号単価表
J01=標準以外, J02=4 回	1	業務			
合 計					
	1	式			円／式

第2001号 単価表
DI50070 3級水準測量観測（複合）

1 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 额	摘 要
(DI55355) 3級水準測量観測 作業計画		km			第2002号単価表
	1				
(DI55360) 3級水準測量観測 選点		km			第2003号単価表
	1				
(DI55365) 3級水準測量観測 観測		km			第2004号単価表
	1				
(DI55370) 3級水準測量観測 計算整理		km			第2005号単価表
	1				
合 計		km			円／km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業計画の計上	1		計上する		
J02 選点の計上	1		計上する		
J03 観測の計上	1		計上する		
J04 計算整理の計上	1		計上する		
J05 測量場所区分	1		道路上		
J06 地形区分	1		平地		
J07 地域区分	3		市街地乙		

第2002号 単価表
DI55355 3級水準測量観測 作業計画

5 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			[1, 2]
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		km			円/km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2003号 単価表
DI55360 3級水準測量観測 選点

5 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		km			円/km
	1				
条件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2004号 単価表
DI55365 3級水準測量観測 観測

5 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		km			円/km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2005号 単価表
DI55370 3級水準測量観測 計算整理

5 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		km			円／km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2006号 単価表

DI50090 水準点設置(永久標識) (複合)

1 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI500901) 水準点設置(永久標識) (複合)					第2007号単価表
	1	点			
合 計					
	1	点			円／点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 選点の計上	1		計上する		
J02 設置の計上	1		計上する		
J03 整理の計上	1		計上する		
J04 測量場所区分	1		道路上		
J05 地形区分	1		平地		
J06 地域区分	3		市街地乙		

第2007号 単価表

DI500901 水準点設置(永久標識) (複合)

1 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI55455) 水準点設置(永久標識) 選点					第2008号単価表
	1	点			
(DI55460) 水準点設置(永久標識) 設置					第2009号単価表
	1	点			
(DI55465) 水準点設置(永久標識) 整理					第2010号単価表
	1	点			
合 計					
	1	点			円／点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 選点の計上	1		計上する		
J02 設置の計上	1		計上する		
J03 整理の計上	1		計上する		
J04 測量場所区分	1		道路上		
J05 地形区分	1		平地		
J06 地域区分	3		市街地乙		

第2008号 単価表
DI55455 水準点設置(永久標識) 選点

8 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.195$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$	1	式			
合 計		点			円／点
	1				
条件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 測量場所区分	1	道路上			
J02 地形区分	1	平地			
J03 地域区分	3	市街地乙			
J05 精度管理費の有無	1	有			

第2009号 単価表

DI55460 水準点設置(永久標識) 設置

8 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]	
(R0612) 測量補助員		人			[1, 2]	
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$		式			[2]	
	1					
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.02$		式				
	1					
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.195$		式				
	1					
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式				
	1					
合 計		点			円／点	
条 件 名 称		入 力 値	条 件 値			
J01 测量場所区分		1	道路上			
J02 地形区分		1	平地			
J03 地域区分		3	市街地乙			
J05 精度管理費の有無	1	有				

第2010号 単価表

DI55465

水準点設置(永久標識) 整理

8 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1,2]
(R9026) 測量助手 内業		人			[1,2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.195$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計					
	1	点			円／点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2011号 单価表
DI50100 水準点設置(永久標識以外) (複合)

1 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI501001) 水準点設置(永久標識以外) (複合)		点			第2012号単価表
	1				
合 計		点			円/点
	1				

第2012号 単価表
DI501001 水準点設置(永久標識以外) (複合)

1 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	摘要
(DI55505) 水準点設置(永久標識以外) 選点		点			第2013号単価表
	1				
(DI55510) 水準点設置(永久標識以外) 設置		点			第2014号単価表
	1				
(DI55515) 水準点設置(永久標識以外) 整理		点			第2015号単価表
	1				
合 計		点			円／点
	1				

第2013号 単価表

DI55505

水準点設置(永久標識以外) 選点

6 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.015$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.055$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.03$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		点			円／点
	1				
条件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 測量場所区分	1	道路上			
J02 地形区分	1	平地			
J03 地域区分	3	市街地乙			
J05 精度管理費の有無	1	有			

第2014号 単価表

DI55510 水準点設置(永久標識以外) 設置

6 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R0612) 測量補助員		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.015$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.055$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.03$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		点			円/点
	1				
条 件 名 称	入 力 值	条 件 値			
J01 測量場所区分	1	道路上			
J02 地形区分	1	平地			
J03 地域区分	3	市街地乙			
J05 精度管理費の有無	1	有			

第2015号 単価表
DI55515 水準点設置(永久標識以外) 整理

6 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(R9026) 測量助手 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.015$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.055$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.03$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		点			円／点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 值		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2016号 単価表

DI50080 4級水準測量観測（複合）

1 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI55405) 4級水準測量観測 作業計画		km			第2017号単価表
	1				
(DI55410) 4級水準測量観測 選点		km			第2018号単価表
	1				
(DI55415) 4級水準測量観測 観測		km			第2019号単価表
	1				
(DI55420) 4級水準測量観測 計算整理		km			第2020号単価表
	1				
合 計		km			円／km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業計画の計上	1		計上する		
J02 選点の計上	1		計上する		
J03 観測の計上	1		計上する		
J04 計算整理の計上	1		計上する		
J05 測量場所区分	1		道路上		
J06 地形区分	2		丘陵地		
J07 地域区分	3		市街地乙		

第2017号 単価表
DI55405 4級水準測量観測 作業計画

2 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			[1, 2]
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.04$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		km			円／km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2018号 単価表
DI55410 4級水準測量観測 選点

2 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.04$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		km			円／km
	1				
条件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2019号 単価表
DI55415 4級水準測量観測 観測

2 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.04$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$	1	式			
合 計		km			円/km
	1				
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 測量場所区分	1	道路上			
J02 地形区分	2	丘陵地			
J03 地域区分	3	市街地乙			
J05 精度管理費の有無	1	有			

第2020号 単価表
DI55420 4級水準測量観測 計算整理

2 km 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.02$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.04$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		km			円／km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2021号 単価表

DI50100 水準点設置(永久標識以外) (複合)

1 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 额	摘 要
(DI501001) 水準点設置(永久標識以外) (複合)		点			第2022号単価表
	1				
合 計					円／点
条 件 名 称	入 力 値			条 件 値	
J01 選点の計上	1		計上する		
J02 設置の計上	1		計上する		
J03 整理の計上	1		計上する		
J04 測量場所区分	1		道路上		
J05 地形区分	2		丘陵地		
J06 地域区分	3		市街地乙		

第2022号 単価表

DI501001 水準点設置(永久標識以外) (複合)

1 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 额	摘 要
(DI55505) 水準点設置(永久標識以外) 選点		点			第2023号単価表
	1				
(DI55510) 水準点設置(永久標識以外) 設置		点			第2024号単価表
	1				
(DI55515) 水準点設置(永久標識以外) 整理		点			第2025号単価表
	1				
合 計					
					円／点
条 件 名 称	入 力 値			条 件 値	
J01 選点の計上	1		計上する		
J02 設置の計上	1		計上する		
J03 整理の計上	1		計上する		
J04 測量場所区分	1		道路上		
J05 地形区分	2		丘陵地		
J06 地域区分	3		市街地乙		

第2023号 単価表

DI55505 水準点設置(永久標識以外) 選点

6 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.015$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.055$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.03$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		点			円／点
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2024号 単価表

DI55510 水準点設置(永久標識以外) 設置

6 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R0612) 測量補助員		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.015$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.055$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.03$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		点			円／点
	1				
条件 名 称	入 力 値		条 件 值		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2025号 単価表

DI55515 水準点設置(永久標識以外) 整理

6 点 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(R9026) 測量助手 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.015$		式			[2]
	1				
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.055$		式			
	1				
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.03$		式			
	1				
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$		式			
	1				
合 計		点			円／点
	1				
条件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 測量場所区分	1	道路上			
J02 地形区分	2	丘陵地			
J03 地域区分	3	市街地乙			
J05 精度管理費の有無	1	有			

第2026号 単価表
DI50113 水準測量 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 额	摘 要
(DI501131) 水準測量 打合せ		業務			第2027号単価表
	1				
合 計					
		業務			円／業務
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	2		標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)	4		4 回		

第2027号 単価表
DI501131 水準測量 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 额	摘 要
(DI55525) 水準測量 打合せ		業務			第2028号単価表
	1				
合 計					
		業務			円／業務
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	2		標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)	4		4 回		

第2028号 単価表
DI55525 水準測量 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0110

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0602) 測量主任技師		人			
(R0603) 測量技師		人			
(R0604) 測量技師補		人			
合 計					
	1	業務			円／業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	2		標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)	4		4 回		